第

6 2 8 7

뭉

REÂDAS リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2019年)令和元年

9月 25日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

## ▲ 建物の取壊し

**Q**:古家付きの土地を購入しました。建物を壊して倉庫を建てる予定ですが、この場合の建物の取得価額と取壊し費用は、どのような取扱いになりますか?

A: 当初から建物を取り壊して土地を取得する目的であった場合は、土地の取得価額に算入しなければなりません。

## 【解説】

法人税では、建物等の存する土地を建物と ともに取得し、その後おおむね1年以内にそ の建物等の取壊しに着手するなど、当初から その建物等を取り壊して土地を取得すること が明らかであると認められる場合は、その取 壊し時の帳簿価額及び取壊し費用は、土地の 取得価額に算入することとなっています。

つまり、当初からその建物等を取り壊して 土地を利用することが明らかであると認められる場合は、その建物等の帳簿価額及び取壊 し費用は土地の取得価額に算入しなければならないということで、この取扱いは、次のよう な場合にも適用されます。

- ①借地権とともに取得した建物等を取り壊し た場合
- ②自己の有する土地の上に存する借地人の建 物を取得し、これを取り壊した場合

なお、1年以内というのは、建物の取得が本来の用途に供するためのものではないことの一つの例示にすぎませんので、1年を超えて取り壊しをしているからといって、土地の取得価額に算入しなくてよいということではない点に注意が必要です。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】







